

【第8期計画における重点取組事項】

(1) 介護予防・健康づくりの取組

- 生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営むことができるよう、**ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加**を促進します。
- 運動、歯と口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、**疾病予防・重度化防止**等を促進します。
- 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、「**新しい生活様式**」に対応した**介護予防・健康づくりの取組**を促進します。

(2) 高齢者を支える基盤の整備

- 居宅サービス及び地域密着型サービスの拠点の整備促進を基本に**介護サービス等の基盤を整備**します。また、**介護予防・生活支援サービスの充実**に向けて取り組みます。
- 介護の仕事の魅力向上や多様な人材の確保・育成**を図るとともに、**定着促進に向けた資質向上と働きやすい職場づくり**への取組を推進します。
- 高齢者の多様なニーズを踏まえ、**高齢者向けの住まいを確保**するほか、民間賃貸住宅への入居支援など、**高齢者の安定した居住を確保するための施策**を推進します。
- 地域のボランティアをはじめ、シニアサポート活動の担い手などの**人材を発掘**するとともに、**介護予防サポーターや認知症サポーター等の養成・スキルアップ**を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、**認知症施策を推進**するとともに、在宅医療と介護を一体的に提供するために、**医療機関と介護サービス事業所等の関係者の連携・協働**を推進します。

(3) 包括的な支援体制の整備

- 地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、課題解決を図る環境の整備、住民の身近な地域において地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める市の総合的な相談支援体制の整備**の3つで構成し、地域の課題解決力の向上を図り、誰もが地域で安心して暮らしていくことができる体制づくりを推進します。

【第8期計画期間の介護保険料について】

本市では、将来の介護保険サービスの給付見込みに関する推計結果に基づき、第8期計画期間における第1号被保険者の介護保険料（基準額）を以下のように設定します。

介護保険料（第1号被保険者）基準額：年額 72,000 円（月額 6,000 円）

個別の保険料については、上記の金額に個人の負担能力に応じた段階ごとの負担割合を乗じて算出

【本件に関するお問い合わせ先】

相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部地域包括ケア推進課
 電話：042-769-9222 ファクス：042-759-4395
 Email：houkatsucare@city.sagamihara.kanagawa.jp



高齢者保健福祉計画
ホームページ

第8期 相模原市高齢者保健福祉計画の概要

【計画策定の趣旨】

1 計画の趣旨

第8期相模原市高齢者保健福祉計画（以下「本計画」といいます）は、高齢者がいきいきと充実した生活をおくれるよう、超高齢社会をめぐる様々な課題に対し、基本的な目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにすることを目的とした計画です。

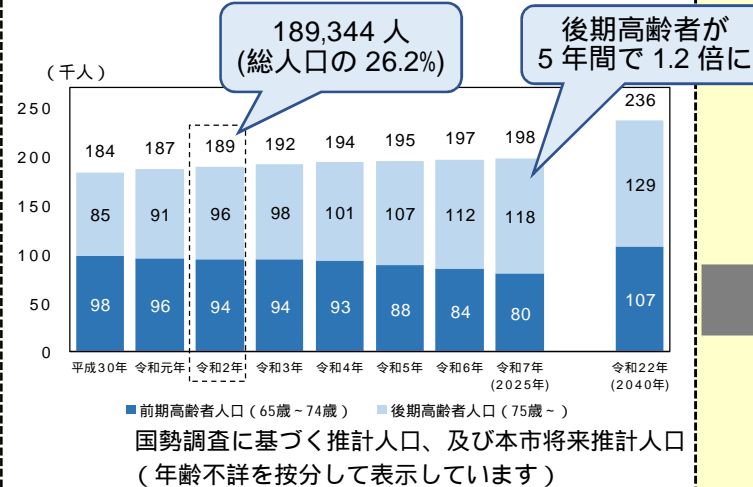
2 計画期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

【高齢者を取り巻く現状と課題】

本計画の策定に当たり、高齢者を取り巻く現状と将来予測のデータから、本市の現状と課題について、以下のように整理しました。

《本市の高齢者をめぐる現状》



- 国や神奈川県全体よりも急激に高齢化が進行
- 高齢者が増加する一方、生産年齢人口は減少が続く
- ひとり暮らし高齢者・高齢者夫婦世帯が増加

《高齢者の増加に伴い、要介護・要支援認定者が増加》
 本市の要介護・要支援認定率は、現在は全国や県よりも低い状況ですが、後期高齢者の増加に伴って高まることが予想されます。

《必要な相談・支援の内容が複合化・複雑化》
 高齢者の状態は個人による差が大きく、今後は高齢者の増加に伴い、必要な相談・支援の内容がより複合化・複雑化することが予想されます。

《課題》

- 介護サービスや生活支援の担い手の不足
- 必要となる介護サービスの量の把握とその提供体制の整備
- 健康づくりや社会参加のニーズの高まりへの対応
- 安心・安全な住まいのニーズの高まりへの対応
- 認知症の人を支える地域づくりのニーズの高まりへの対応
- 介護サービスの更なるニーズの高まりへの対応
- 健康寿命の延伸
- 包括的な支援体制の整備

【基本理念】

みんなで支えあい 地域の力が育む 人にやさしいまち さがみはら

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生に尊厳をもって、自立した日常生活を営むことができる社会を実現するため、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援」が包括的かつ継続的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進します。
○従来のサービス提供者と利用者の「支える側」「支えられる側」という画一的な関係性にとどまらない主体的な取組を推進します。



【基本的な考え方】

本市では、課題に対応し、基本理念を達成するために、4つの基本目標に基づき、施策を推進します。

基本目標1：地域包括ケアシステムの推進

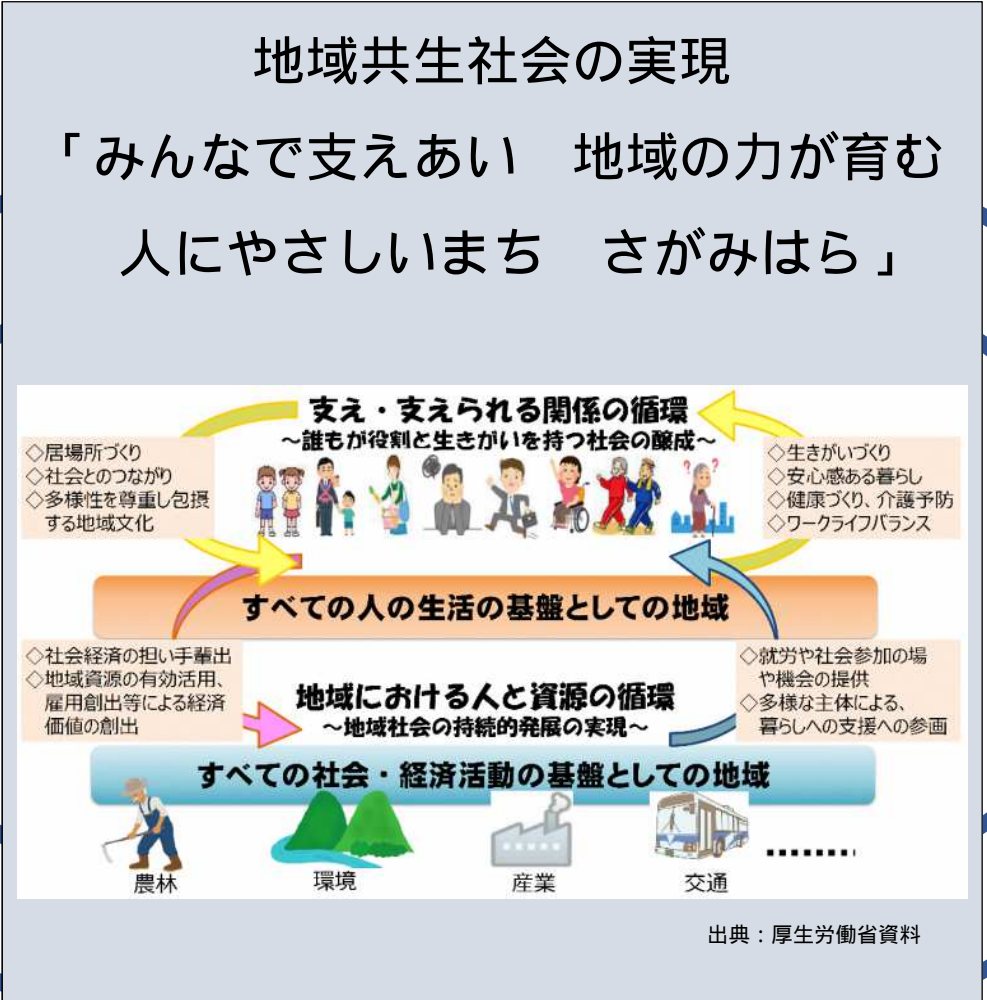
「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援」が包括的かつ継続的に提供される地域包括ケアシステムを推進します。

- 【方針1】介護予防・健康づくり等の推進
- 【方針2】在宅医療・介護連携の推進
- 【方針3】高齢者の暮らしを支える体制の充実
- 【方針4】高齢者の居住安定に係る施策の推進
- 【方針5】災害や感染症への備え

基本目標2：認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進

認知症の人の意思が尊重される、認知症の人とその家族にやさしい地域づくりに取り組みます。また、医療・介護などをはじめとした地域の連携のもとで総合的な認知症施策を推進します。

- 【方針1】認知症への理解を深めるための普及啓発と本人からの発信支援の推進
- 【方針2】医療・ケア・介護サービス、介護者への支援
- 【方針3】通いの場の拡充、社会参加支援、若年性認知症の人への支援、バリアフリーの推進



基本目標3：介護サービス基盤の充実

介護を支える人材の確保・定着・育成のための取組の着実な実施や介護サービスの質の向上を図るとともに、令和7（2025年）令和22（2040年）を見据えた適切なサービス量を確保します。

- 【方針1】介護人材の確保・定着・育成
- 【方針2】介護サービスの質の向上
- 【方針3】業務効率化の取組の強化
- 【方針4】介護サービス基盤の適切な整備

基本目標4：高齢者の社会参加と生きがいづくりに向けた取組の推進

健康づくりや社会参加、生きがいづくりを推進し、高齢者ができるだけ長く元気で暮らすことができるように支援します。

- 【方針1】高齢者の社会参加の推進
- 【方針2】高齢者の生きがいづくりの推進